

(様式第8号)

〈重要事項説明書〉

軽費老人ホーム（A型）宝寿園

当施設は、ご契約者に対して、利用契約上ご注意いただきたいことを以下のように説明いたします。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 宝集会 |
| (2) 法人所在地 | 愛媛県新居浜市荷内町6番21号 |
| (3) 電話番号 | 0897-46-2080 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 井下 堅 |
| (5) 設立年月日 | 昭和57年8月20日 |

2. 利用施設

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 施設の種類 | 軽費老人ホーム（A型） |
| (2) 施設の名称 | 宝寿園 |
| (3) 施設所在地 | 愛媛県新居浜市荷内町2番21号 |
| (4) 電話番号 | 0897-46-2080 |
| (5) 管理者氏名 | 施設長 井下 仁子 |
| (6) 事業開始年月日 | 昭和58年11月1日 |
| (7) 利用定員 | 50名 |

3. 各種サービス（利用契約書第6条）

当施設はご契約者に対して、以下のサービスを提供いたします。

詳細は運営規程をご覧ください。

- (1) 生活相談及び援助
- (2) 居宅介護サービスの支援
- (3) 食事の提供
- (4) 定期健康診断の実施
- (5) 災害・疾病等の緊急時の対応
- (6) 入浴の準備
- (7) 社会生活上の支援
- (8) その他、国の定める「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に基づいて必要とされるサービス

4. 利用料について（利用契約書第7条～第9条）

ご契約者が管理者に支払う料金及び支払方法は次の通りとなります。

- (1) 基本利用料を個別に算定した月額を毎月10日迄にお支払い頂きます。
- (2) ご契約者が居室において使用する電気・水道・電話料等、ご契約者が個別に使用するものにかかる費用は別途請求させていただきます。但し、電気料は10kw/月を超過した部分に対し、又、水道料は個室冷房用・洗車等に多量の水を使用する場合は、特殊目的の水道料としてご契約者の負担となります。
- (3) その他付加的サービスに要した費用は別途お支払い頂きます。(別表1参照)
- (4) ご契約者が入院あるいは他施設に通所又は入所した場合は、生活費の内、食事代を欠食分減額または免除いたします。

5. サービスの提供年月日

ご提供する各種サービスは、利用契約書における利用開始日からとなります。

6. 苦情受付窓口 (利用契約書第25条)

施設では苦情受付ボックスを設置すると共に、皆様からの苦情は生活相談員及び主任介護職員が受付窓口担当者として対応いたします。又、直接「第三者委員」に申し出ることも可能です。

(1) 施設における苦情の受付

苦情受付担当者	生活相談員及び主任介護職員
苦情受付責任者	施設長
受付時間	毎日9:00～18:00

(2) 第三者委員への苦情受付 (社会福祉法人宝集会評議員・役員)

【第三者委員】	今村俊彦	(0897-46-1875)
	真鍋 徳	(0897-46-1717)
	村上舉明	(0897-40-0556)

(3) 行政機関その他苦情受付機関

新居浜市介護福祉課	所在地 新居浜市一宮町1丁目5番1号 電話番号 0897-65-1241 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 愛媛県松山市高岡町101番地1 電話番号 089-968-8700 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
愛媛県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 愛媛県松山市持田町3丁目8番15号 電話番号 089-921-8566 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

別表 1

<送迎>

- ・毎週月、火、水、木、金曜日に新居浜市内の医療機関に送迎を行っております。
- ・月に2回買い物便としてスーパーへ送迎を行っております。

利用料金	川東圏域内（国領川以東）片道	100円
	川東圏域外（国領川以西）片道	200円

<夜間対応>

- ・夜間における契約者の急変などの際、職員の緊急呼び出しができる体制をとっております。

夜間（22：00～6：00）：1時間 / 1,800円

<洗濯>

洗濯室の洗濯機で衣類等の洗濯を行うことができます。

利用料金 1回 50円

<廃棄物処理>

紙オムツ等汚物類の産業廃棄物処理費用

廃棄物処理費用 1ヵ月 600円（軽度利用者）
900円（重度利用者）

<複写物の交付>

- ・契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

<日常生活上となる諸費用実費>

- ・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で契約者にご負担いただくことが適当である者にかかる費用をご負担いただきます。

<夏季追加額(冷房費用)、冬季追加額(暖房費用)>

- ・居室のルームエアコンの使用期間である6月から9月までの冷房費用として月額1,890円、11月から翌年3月までの暖房費用として月額1,970円をご負担いただきます。

令和 年 月 日

軽費老人ホーム（A型）宝寿園の利用契約に際して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

軽費老人ホーム（A型）宝寿園

（説明者） 職名

氏名 _____ ㊟

私は、本書面に基づいて軽費老人ホーム（A型）宝寿園の利用契約の重要事項説明を受け、施設利用開始に同意いたしました。

（契約者） 住所

氏名 _____ ㊟

（身元保証人）住所

氏名 _____ ㊟